

提供日 2023/03/24
 タイトル 令和3年度障害者虐待の状況等に関する調査結果
 担当 健康福祉部 障害者支援局障害者政策課
 連絡先 障害者政策班
 TEL 054-221-2352



Shizuoka Prefecture

令和3年度障害者虐待の状況等に関する調査結果

厚生労働省が実施した「令和3年度の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査」について、本県分の調査結果がまとまりましたので公表します。

なお、使用者虐待の件数については、静岡労働局では、公表していない。

1 調査結果の全体

- 令和3年度に県内市町や県で受け付けた相談・通報件数173件のうち、虐待と判断された件数は74件で、前年度から28件増加した。
- 内訳は、家族等の養護者による虐待が51件で、前年度から18件増加し、障害者福祉施設従事者等による虐待が23件で、前年度から10件増加した。

区分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		合計	
	相談・通報件数		相談・通報件数		相談・通報件数	
		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数
R3年度	115件	51件	58件	23件	173件	74件
R2年度	99件	33件	60件	13件	159件	46件
増減	16件	18件	▲2件	10件	14件	28件

2 養護者による虐待

(1) 虐待の種別

「身体的虐待」が28件と最も多く、全体の41%を占め、次いで「心理的虐待」が20件となっている。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄放置	経済的虐待	合計
件数	28件	3件	20件	11件	7件	69件
割合	41%	4%	29%	16%	10%	100%

※1件の事案に対し種別が重複している場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

(2) 虐待者の続柄

「母」が18件と最も多く、次いで「父」が13件となっている。

	父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	その他	合計
件数	13件	18件	8件	2件	8件	7件	56件
割合	23%	32%	14%	4%	14%	13%	100%

※1件の事案に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

(3) 虐待事案に対する対応（市町）

虐待事案51件のうち、「虐待者からの分離」は24件となっている。

	分離					分離以外
	契約による障害福祉サービスの利用	身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	医療機関への一時入院	その他		
件数	24件	14件	2件	2件	6件	27件
割合	47%	(59%)	(8%)	(8%)	(25%)	53%

3 障害者福祉施設従事者等による虐待

(1) 虐待の種別

「身体的虐待」が10件と最も多く、次いで「心理的虐待」8件となっている。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄放置	経済的虐待	合計
件数	10件	2件	8件	6件	2件	28件
割合	36%	7%	29%	21%	7%	100%

※1件の事案に対し種別が重複している場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

(2) 虐待があった障害者福祉施設等の種別

「共同生活援助」が7件と最も多く、次いで「障害者支援施設」が6件となっている。

	障害者支援施設	療養介護	生活介護	就労系サービス	共同生活援助	放課後等デイサービス	児童発達支援	合計
件数	6件	1件	4件	3件	7件	1件	1件	23件
割合	26%	4%	18%	13%	31%	4%	4%	100%

(3) 虐待者の職種

「生活支援員」が11件と最も多く、次いで「その他」が7件となっている。

	サービス管理責任者	管理者	設置者経営者	生活支援員	理学療法士	世話人	児童指導員	その他	不明	合計
件数	2件	2件	2件	11件	1件	2件	1件	7件	5件	33件
割合	6%	6%	6%	34%	3%	6%	3%	21%	15%	100%

※1件の事案に対し種別が重複している場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

(4) 県及び市町が講じた措置等

虐待事案への対応は、市町による「施設等に対する指導」が14件、「改善計画提出依頼」が5件でした。それ以外に事業所指定権限を有する県又は政令市が行った「報告徴収、立入検査等」が1件、「改善勧告」が3件でした。

区分	内容	件数
市町による指導等	施設等に対する指導	14件
	施設等からの改善計画の提出依頼	5件
県及び政令市による権限の行使	報告徴収、立入検査等	1件
	改善勧告	3件
	指定の効力の全部又は一部停止	0件

※1件の事案に対して、複数の措置が講じられている場合がある。

※報告徴収、改善勧告等は、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく権限行使。

4 県の虐待防止に係る取組

(1) 相談窓口の周知

障害者虐待の相談・通報に応じる、市町及び県の障害者虐待防止センターの相談窓口等について、周知・啓発を図る。

(2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施

障害福祉サービス事業所の管理者や従事者を対象とした「障害者虐待防止・権利擁護研修」を実施。令和4年度は、令和3年度に引き続き、オンラインを活用し、例年より受講定員を拡充。

(3) 障害者虐待防止センターの相談体制の強化

今年度より、市町が受理した養護者等による障害者虐待（疑いを含む）について、その具体的な対応と虐待防止ネットワーク形成の構築等の助言等を行う、障害者虐待対応専門職チームの派遣業務を一般社団法人静岡県社会福祉士会と委託契約を結び実施。

また、市町や障害者虐待防止センター職員を対象とした研修も実施し、困難ケースへの対応方法や先進的な取組の共有等を実施し、相談体制を強化

(4) 障害者虐待防止センターと障害者差別解消相談窓口との連携

障害者差別の事案の情報共有による虐待の早期発見・早期対応

	障害者虐待防止センター	静岡県障害者差別解消相談窓口
相談窓口	<県庁障害者政策課> ・電話 054-221-2352 ・FAX 054-221-3267 ・E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp <各市町障害担当課>	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル) 4階 ・電話 054-252-9800 ・FAX 054-252-0016 ・E-mail soudan-csw@yr.tnc.ne.jp (運営：静岡県社会福祉士会)